

令和元年度 第4回 日進市子ども施策推進委員会 議事録

日時 令和元年12月17日(火) 午前10時から

場所 日進市役所南庁舎2階 第5会議室

出席委員 白石淑江、増井澄満子、齋藤由美、牛田由美子、中村正美、  
高田由紀、岡田美穂、西田進太郎

欠席委員 津金美智子、友松守彦、磯部尚美、森岡有紀、青柳信弥

事務局 子育て支援課 石川課長、三好補佐、味岡主査  
こども課 広瀬主幹、村瀬補佐、川上係長

傍聴可否 可

傍聴有無 2名

<次第>

- ・あいさつ
- ・議題

(1) 第二期日進市子ども・子育て支援事業計画の策定について

ア 第4章、5章の前回からの変更点について

イ 第4章「施策の展開」について

- ・その他

<議事録要旨>

- ・あいさつ

【委員長】(あいさつ)

- ・議題 (1) 第二期日進市子ども・子育て支援事業計画の策定について

ア 第4章、5章の前回からの変更点について

【事務局】(第4章、5章の前回からの変更点について説明)

(質疑なし)

イ 第4章「施策の展開」について

【事務局】(第4章「施策の展開」について説明)

【委員】前々回の委員会でも触れたが、障害について学んだり理解する機会を設けることを記載してほしいと要望したが、どこに掲載されているのか。

【事務局】60ページのところに、「発達障害に係る情報提供」については掲載しています。

【委員】ここに記載されている「発達支援セミナー」は大人向けであり、例えば、福祉実践教室のように、子どもに対する理解の促進や学ぶ機会について触れてほしい。

【委員長】基本目標4の個別目標1の子どもの権利の啓発のところで、子ども同士の違いを認め合うとか、多様性を受け入れるなどの要素をいれてはどうか。

【事務局】掲載する箇所も含め、検討させていただきます。

【委員長】基本目標4のタイトルが「子の学び」となっているので、他の目標に合わせて「子どもの学び」としてはどうか。

【事務局】はい。

- 【委員】48ページに「ちびっこ教室」については触れられているが、「あじさい教室」については触れられていないのか。
- 【事務局】60ページの「親子通園事業」の通称が「あじさい教室」ですので、ここに掲載しています。市民に分かりやすくするため、括弧書きで「あじさい教室」を追記することとします。
- 【委員長】54ページの「道の駅整備事業」は、前回の委員会で触れられていた「相談業務」について記載されていないが、なぜか。
- 【事務局】「相談業務」など道の駅における子育て支援事業については、基本目標2のところでも触れています。
- 【委員】58ページの日中一時支援の平成30年度の実績で3事業所となっているが、子どもを受け入れている事業所は1事業所ではないのか。
- 【事務局】実績として、受け入れているのは1事業所かもしれませんが、受け入れることは可能であると想定するならば、受け入れ可能な事業所として3事業所を記載することとなります。詳細は、所管しています介護福祉課に再確認を行います。事業所として受け入れることが可能であるならば、受け入れを促進していくような文言を追記することで対応を検討します。
- 【委員】「ちびっこ教室」から「あじさい教室」へのつながりやあり方について、計画に記載することではないかもしれないが、検討してほしい。
- 【事務局】計画はあくまでも方向性を示すものですので、個別の事業の詳細については別途検討していくこととなります。
- 【委員】60ページのところに、「発達障害に係る情報提供」について、発達障害に限定していることが気になる。
- 【委員長】発達障害については事業名でなく、内容の文章中でその要素を含むことを検討してはどうか。
- 【事務局】理解の進みにくい発達障害に特化している意図はあるものの、他の障害についても情報提供は行っていく必要がある。子どもの権利の項目などで、障害全般の理解を促す記載をして、ここについては、発達障害への理解を意識しつつ記載方法を検討します。
- 【委員長】56ページの「子ども家庭総合支援拠点の設置」については、国の方から整備を要請されているものなのか。
- 【事務局】はい。これまでの家庭相談は受け身でしたが、より積極的に介入しようとするものです。
- 【委員長】「子ども家庭総合支援拠点の設置」の内容の記載を、子育て世代包括支援センターとの住み分けが明確になるように記載してはどうか。
- 【事務局】はい。
- 【委員】DV相談に関して、いくつかの相談窓口が用意されているが、相談者はどこに相談していいのかわかりにくくないか。
- 【事務局】市としては、整理しており、一義的には、「女性相談」が入り口となっており、子どもが絡めば子育て支援課、単身DVであれば市民協働課、高齢者等が絡めば地域福祉課につないでいくようにしている。
- 【委員】計画の表記上は、それぞれで記載されているが、実際には切れ目がないということではどうか。
- 【事務局】はい。
- 【委員】要保護になると措置的な対応となると思うが、要支援となると地域における福祉的な対応となると考えている。この要保護と要支援の手前の住み分けをどう考えたらいいのか。
- 【委員長】要保護、要支援に関わる組織の連携が必要であり、会議等を開催して、連携を図れる体制を

整えてはどうか。

- 【事務局】今のところ、個々のケースに応じて連携を図っている。今後、「子ども家庭総合支援拠点の設置」に関連して、年間を通して連携の体制が図れるように整えていく予定です。
- 【委員長】個別のケースを想定して、日頃から連絡が取れるよう顔合わせをしておくことは有効であり、関係機関における会議を有意義なものにするとよい。その上で、個別ケースについては、ケースごとに時間をかけて協議するべきと考える。
- 【委員】支援をしている現場においては、どのように支援計画をすればいいか迷うことがある。その場合に、相談できるネットワークがあるとよい。
- 【委員長】要保護と要支援は別建てで連携会議等を設けていることが多い。
- 【事務局】「子ども家庭総合支援拠点」での対応は、要保護の要素が強いです。要支援に関しては、49ページの子育て世代包括支援センターの掲載しているところに、連携の体制整備を追記することを検討します。
- 【委員】要支援の一環として、母子分離を必要とする場合、一時保育などに特別枠のような空きはあるのか。
- 【事務局】今のところ、一時保育については就労要件が主な要件となっていますが、保護者のレスパイトによる一時保育の利用など、今後検討することとしています。
- 【委員長】要支援のうち重いケースについては、養育支援を入れると風通しが良くなると考えている。
- 【事務局】養育支援については、保護者のレスパイト的な利用もできるようにしています。課題としては、養育支援をしていく中で、いかに自立につなげていくかがあります。
- 【委員長】養育支援で改善が見られない場合は、要保護につないでいく必要があるように思う。
- 【委員】61ページの「実費徴収に係る補給給付を行う事業」の内容の記載について、「世帯所得の状況により」との文言が文頭にくると、多くの子どもが対象となるように感じられるので、保護者に誤解を招く恐れがあるように思う。
- 【事務局】記載内容を修正し、誤解を招かないような記載を検討します。
- 【委員】保育園について、副食費の補助に条件はあるのか。
- 【事務局】所得制限等を設けています。
- 【委員】基本目標6は貧困対策がメインとなっていると考えるが、国が今年度子どもの貧困に対する大綱を改正している。その大綱の骨組みとして記載されている内容のうち、子どもの就労支援、住宅に関する支援の部分が今回の計画の中に含まれていないように思うが、どう考えたらいいのか。
- 【事務局】子どもの貧困対策については、市町村はもちろん、国や県の役割もあります。先ほど触れられた子どもの就労支援、住宅に関する支援については、国や県の役割であると考えています。基本目標6については、愛知県の子どもの貧困対策に関する計画のうち、市町村の役割とされているものを中心に掲載しています。
- 【委員】国の大綱のなかに成果指標が示されているが、市として成果指標を設けることはないのか。
- 【事務局】子どもの貧困対策に関する市としての計画は、初めての策定となるため、まずは必要な施策に取り組んでいくことが重要であると考えています。その施策を展開していくなかで、次期計画を検討するにあたっては、成果指標についても検討することとなると考えています。
- 【委員長】62ページの「中間支援拠点」は、関連する団体をつなげる役割ということか。
- 【事務局】はい。

- 【委員長】「中間支援拠点の整備及び実態調査」とあるが、どのような調査を行うのか。
- 【事務局】国の補助を受けるための前提として、実態調査が要件となっています。関連する団体のつながりの実態を把握して、「中間支援拠点」の在り方を検討することとなります。
- 【委員】55ページの「子どもの権利擁護委員」について、設置から10年が経過するが見直しが必要ではないかと考えている。また、「もしもしニッシーダイヤル」の実績が0件ということで、子どもの声がうまく届いていないのではないかと。日常的に、子どもが気軽に相談できる場を設けることで、そこに潜む問題の把握にもつながるように思う。
- 【委員長】「子どもの権利擁護委員」については、受け身の体制から、積極性を持たせてはどうかと考える。また、子どもは電話連絡よりSNSやメールの方が身近になっているように感じる。
- 【事務局】SNSの活用の検討も含め、既存事業の見直しを検討するなど、記述内容の書きぶりを検討します。
- 【委員】スクールソーシャルワーカーの文言が複数出てくる。スクールソーシャルワーカーの抱える案件も多くなってきていることから、現在の3名体制から各中学校区に配置できるよう促してほしい。
- 【委員】56ページにDVや虐待について触れられているが、当事者は客観的に考えることが難しいように思うので、第三者が気づいたときに気軽に相談するような機関はあるのか。
- 【事務局】家庭相談室がその役割を担っています。記載内容を精査し、一般の方が気軽に相談できるようなニュアンスが伝わるよう検討します。
- 【委員長】質疑も尽きたようなので、これまでの議論を踏まえて修正させていただき、パブリックコメントへ進むこととなります。

(閉会) 午前11時28分